

変更申請書受付要領

(目的)

第1条 この要領は、木材保存剤等審査会（以下「本会」という。）の規約第4条（1）および木材保存剤等審査規程（以下「審査規程」という。）第5条に基づき、本会が行う木材保存剤等の変更申請書の受付にあたって、必要な事項を定めたものである。なお、審査規程第16条に基づく変更申請の手引きは別に定める。

(対象事項)

第2条 既認定製品の記載内容に関わる変更は次の(1)項の通りである。

(1) 認定製品の内容に関する変更

- ①製品の組成（助剤の変更等軽微な変更に限る）
- ②使用方法等
- ③保存剤処理材料の内容

(2) 前項(1)①の助剤等の組成の変更に伴い、製品中の有効成分濃度が大幅に変わる場合は、有効成分の使用濃度に変更がなくても新規申請として取り扱う。

(3) 製品の有効成分を申請時と異なる製造元（同一の合成システムのものを除く）のものに変更する場合は、新規申請として取り扱う。

2 以下の変更は、指定された様式（認定協会HP参照）に従い、公益社団法人日本木材保存協会会長および公益社団法人日本しろあり対策協会会長宛に変更届を提出する。また、変更届を受理した認定協会はその変更届の内容を本会に文書をもって連絡すること。

(1) 申請者に関する変更

- ①会社名
- ②代表者
- ③会社所在地
- ④製品名
- ⑤製造場所
- ⑥その他申請者に関連する事項

(2) 認定製品あるいは有効成分または原体所有者の変更・譲渡

(申請書の提出と添付資料)

第3条 変更を受けようとする者（以下「申請者」という）は、本会会長宛ての変更申請書（書類様式②）および申請する認定協会会長宛ての変更申請書（申請協会HP参照）を作成し、本会に提出する。押印は原則代表者印とする。申請者が日本以外の場合はサインを可とする。

申請者は、変更の内容によって求められる以下の添付資料を、新規申請書受付要領第5条に準じ、作成し添付する。

(1) 製品の組成の変更：

製品の有効成分の製品中濃度を下げる場合であっても使用濃度に変更がない場合、あるいは製品の助剤の変更の場合は、製品の指定試験機関の防腐・防蟻性能に関する室内試験、安定性試験、急性経口毒性試験、皮膚感作性試験、必要に応じて鉄腐食性試験、各々1ヶ所の成績書を添えて申請する。試験の詳細は手引に従う。

(2) 使用方法等の変更：

製品の性能に変化のないことを示す指定試験機関1ヶ所の防腐・防蟻等性能に関する室内試験および安定性試験の成績書を添付する。

(3) 保存剤処理材料の内容の変更

性能に影響がないことを示す指定試験機関1ヶ所の防腐・防蟻性能等に関する室内試験の成績書を添付する。

(1)～(3)の変更申請にあつては、新規申請時あるいは前回の変更申請時の添付資料および有効認定書(証)の写しを添付する。なお、改正された試験法で既認定薬剤の変更申請を行う場合は別に定める。

(審査申請料および審査料の納付)

第4条 申請者は、本会に審査申請料および審査料を添えて変更申請書を提出する。審査申請料および審査料は別途定める。領収書は金融機関が発行する振り込み明細票等をもって代える。特別に請求書が必要な申請者は事前に本会にその旨申し入れること。

(申請書の受付時期)

第5条 本会の変更申請書の受付は、3月および9月の年2回とする。

(認定協会および申請者に対する審査結果の通知)

第6条 本会は、審査委員会の審査が終了したら、速やかにその結果を認定協会および申請者に通知する。

(記載事項変更の報告)

第7条 申請者は、申請書を提出した後、申請先の協会での認定までの間に、記載内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を本会へ報告しなければならない。

(申請書等の保管)

第8条 申請者は、当該製品が更新継続中においては各認定協会への最終認定申請書および添付資料の保管義務を有し、本会の求めにより写しを提出しなければならない。

(変更認定後の有効期間)

第9条 変更を認めた製品の認定有効期間は、変更前の認定製品の残余有効期間とする。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この要領は平成22年12月8日から施行する。
2. この要領は平成27年10月1日から施行する。
3. この要領は2018年12月1日から施行する。
4. この要領は2020年7月3日から施行する。